

西東京市告示第165号

一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成13年西東京市条例第127号）第22条及び西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成13年西東京市規則第123号）第12条に規定する粗大ごみ、し尿及び指定収集廃棄物に係る廃棄物処理手数料のうち次に掲げるものの収納の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項及び西東京市会計事務規則（平成13年西東京市規則第52号）第31条第2項の規定により告示する。

令和7年9月19日

西東京市長 池 澤 隆 史

- 1 委託期間 令和7年9月20日から令和8年3月31日まで
- 2 指定日及び委託日 令和7年9月5日
- 3 委託した相手方及び委託事務

委託先	所在地	粗大ごみ 処理シール	し尿処理券	指定収集袋
クリエイトエス・ディー 練馬南大泉店	練馬区南大泉五丁目30 番10号	—	—	○

○印を付けた廃棄物処理手数料について、収納の事務を委託する。